

産業・地域づくりワーキンググループ設置要綱

情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 新時代の未来づくり検討委員会（以下「委員会」という。）の下で産業・地域づくりワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催し、IoT・AI・ロボットなどのイノベーションの成果を「産業」や「地域」の隅々まで浸透させることで、2020年以降の本格的な人口減少・高齢化社会において生じうるさまざまな課題を解決するとともに、ICT産業の競争力向上や地域社会の持続的発展を実現するために取り組むべき情報通信政策の在り方を検討する。

1 WGの運営について

- (1) WGの主任及び構成員は、委員会主査が指名する。
- (2) 主任はWGの議事を掌握する。
- (3) WGに主任代理を置くことができ、主任が指名するものがこれに当たる。
- (4) 主任に事故があるときは主任代理がその職務を代理する。
- (5) WGの会議（以下「会議」という。）は主任が招集する。この場合、主任は構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主任は必要があるときは、審議事項に関する関係者に対し、出席と説明を求めることができる。
- (7) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合には、主任は電子メール等による調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (8) WGにおいて調査・検討された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (9) その他WGの運営に関し必要な事項は主任が定める。

2 会議の公開について

- (1) 会議は、次の場合を除き、原則として公開する。会議の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公開する。
 - ① 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、主任が非公開とすることを認めた場合
- (2) 会議の配付資料及び議事概要（以下「資料等」という。）は、次の場合を除き、閲覧その他の方法により、原則として公開する。資料等の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、主任が非公開とすることを認めた場合

3 事務局について

WGの事務局は、情報流通行政局情報通信政策課が関係課室の協力を得て行う。